岡山県立津山工業高等学校校 長 髙 林 康 徳

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における対応について

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に対しまして、御理解いただきありがとうございます。

さて、県教育委員会の通知により、5月8日から次のとおり対応することとなりましたので、御家庭におきましても御留意いただきますようお願いします。新型コロナウイルス感染症やお子様の学校生活等について御心配等がありましたら、遠慮なく学校まで御相談ください。

記

- 1 平時からの感染症対策について
- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養すること。
- (2) 換気の確保は、有効な感染症対策となるため引き続き行うこと。
- (3) 登校時や外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをすること。
- (4) 学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 2 出席停止の取扱いについて
- (1) 学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく出席停止
- ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第 19条第2号により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とし、新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されない。なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を1日目とすること。
- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
 - イ **濃厚接触者として特定は行われない**こととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いはしない。
 - ウ <u>生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合は、原則、出席停止の措置は取らない</u>が、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を講じることもある。
- (2) 感染が確認された生徒が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、治癒証明及び陰性証明は求めない。